

四万十町

(金抜)

令和7年度 過疎 第3-3号
高知県 高岡郡四万十町 井崎 外

町道大井川西土佐線外2路線 舗装工事 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 7年12月26日

令和 7年 4月21日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

特 記 仕 様 書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

- 1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 四万十川条例の適用

- 1 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下、「四万十川条例」という。）第32条に基づく「高知県四万十川流域環境配慮指針」の趣旨に添った事業を実施すること。

ただし、維持・修繕事業は同指針の対象から除外する。

- 2 現場事務所、資材置場、土取場、残土置場など任意の仮設に関する行為を、四万十川条例第11条に規定する重点地域内で実施する場合は、「重点地域における許可制度の手引き」の許可の基準（生態系と景観の保全）を満たすこと。

また、その他の行為については、同手引きに沿った事業に努めること。

第3条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

- 1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第4条 県内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第5条 生コンクリートの町内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する生コンクリートの資材は、品質が同等であれば町内産資材を優先して使用するものとする。

なお、町外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に町外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：町内産資材とは、四万十町内で産出した原材料を用いて、四万十町内で製造、加工した資材、又は四万十町外で産出した原材料を用いて、四万十町内で製造、加工された資材をいう。

ただし、生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。

注2：町外産資材とは、町内産資材以外の資材をいう。

第6条 個人情報の保護

- 1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第7条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第8条 軽油単価の適正な運用

- 1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。またその場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第9条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正

特 記 仕 様 書

軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けな
いで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯
油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければな
らない。

第10条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事
前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合
合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実
施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下
「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万
円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用促
進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、
施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進
計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の
変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛
土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載
した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない
。また、再生資源利用（促進）計画書（現場揭示用様式）を公衆が見やすい場所に掲
げること。
- 5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生
資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理
者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致す
ことを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示するこ
と。
- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、

搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年
を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ

（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

第11条 産業廃棄物管理票等の提出

1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）につ
いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期
内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。ま
た、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを
確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了すること
が困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が
終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しな
なければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正
に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認
を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなけれ
ばならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と
別途協議するものとする。

第12条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産
物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジ
タル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするも
のとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から
搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委
託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車
のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車
両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて
、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

特 記 仕 様 書

- ③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。
- (2) 建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。
- 1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。
- 受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）
- 2) 前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。
- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m3) ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m3)
 - ・アスファルト塊2.35 (t/m3) ・掘削土（土砂）1.8 (t/m3)
 - ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m3) ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m3)
- 3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。
- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。
- (3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合
- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- (4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合
- ①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。
- （木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）
- ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第13条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第14条 工事完成図書の記録方法（電子納品）

- 1 本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成23年6月24日付け23高建管第610号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。

ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。

なお、工損及び物件調査業務、個人・NPO等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

- 2 電子納品運用に関するガイドラインについては、高知県ホームページの技術管理課のページを参照すること。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第15条 電子納品で提出されたデジタル写真

- 1 電子納品により引渡しを受けた工事完成図書のデジタル写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後で

特 記 仕 様 書

あっても書面による事実確認を行うものとする。

第16条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版

（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第17条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は必要に応じて試験を行うものとする。

第18条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際

特 記 仕 様 書

に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第19条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員

等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

第20条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月（高知県土木部））」によることとする。

第21条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 過疎

第3-3号

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無

4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無

5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 過疎

第3-3号

明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

【工事用道路関係】

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 過疎

第3-3号

明示事項（説明書）

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 過疎

第3-3号

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無
2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無
3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・無
2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無
3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）・・・・・・・・無

【公害対策関係】

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 過疎

第3-3号

明示事項（説明書）

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 過疎

第3-3号

明示事項（説明書）

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員B 40 人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 過疎

第3-3号

明示事項（説明書）

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
道路維持・修繕					
道路修繕					
舗装工					
大井川西土佐線					
表層(車道・路肩部)	式	1			明細表 第1号
溶融式区画線	式	1			明細表 第2号
交通誘導警備員	式	1			明細表 第3号
古城日吉線					
基層(車道・路肩部)	式	1			明細表 第4号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
溶融式区画線	式	1			明細表 第5号
交通誘導警備員	式	1			明細表 第6号
地吉犬飼線					
基層(車道・路肩部)	式	1			明細表 第7号
溶融式区画線	式	1			明細表 第8号
交通誘導警備員	式	1			明細表 第9号
直接工事費計					
諸経費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					

